

ダイナースクラブ コンパニオンカード特約

第 1 条(会員規約の適用)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/ TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとし、会員規約上の「カード」をダイナースクラブ コンパニオンカード(以下「コンパニオンカード」という)と読み替えるものとします。

第 2 条(コンパニオンカード)

1. コンパニオンカードとは、会員規約に基づき三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が会員に貸与するクレジットカード(以下「親カード」)に付随して、発行し、貸与する付帯カードで、ダイナースクラブ以外の国際提携組織のクレジットカードをいいます。
2. 本特約に定めるコンパニオンカードとは、ダイナースクラブ コンパニオンカードおよび、ダイナースクラブ プレミアム コンパニオンカードを指すものとします。
3. コンパニオンカードとして会員に発行するクレジットカードは、当社が定めるものとします。
4. 会員がコンパニオンカードの貸与を受けようとするときは、当社が定める方法で申し込むものとし、当社がこれを適格と認めた場合にコンパニオンカードを発行し、貸与します。

第 3 条(年会費)

1. コンパニオンカードの年会費は、当社が別途定めるものとします。
2. 支払済のコンパニオンカードの年会費は、コンパニオンカードの退会の申し出がなされた場合、親カードの退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。

第 4 条(暗証番号)

1. 当社は、会員からの申し出に基づきコンパニオンカードの暗証番号を登録します。
2. ただし、申し込み方法によっては、当社が所定の方法により暗証番号を登録する必要があることを会員はあらかじめ承諾します。

第 5 条(リワードプログラム)

1. コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定が適用されます。
2. コンパニオンカードのカード利用代金分のポイント換算率は、次の通りとします。

コンパニオンカード種別	換算率
ダイナースクラブ コンパニオンカード	カード利用代金(カード利用単位で) 200円につき1ポイント
ダイナースクラブ プレミアム コンパニオンカード	カード利用代金(カード利用単位で) 100円につき1ポイント

3. コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、親カードに加算します。
4. 三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定第6条第3項にかかわらず、会員が当社から複数枚のTRUST CLUBカードを貸与されている場合、TRUST CLUBカードと、コンパニオンカード間でのポイントの合算はできないものとします。

第 6 条(カード利用可能枠)

コンパニオンカードのカード利用可能枠および内枠は、親カードのカード利用可能枠および内枠と同じ範囲とします。

第7条(支払区分)

1. コンパニオンカードで指定できる支払区分は、親カードと同一とします。
2. コンパニオンカードのショッピング支払タイプは、親カードと同一とします。

第8条(キャッシングサービス・カードローン)

1. コンパニオンカードは、会員規約に定めるキャッシングサービス・カードローンを利用できるものとします。
2. ただし、親カードで会員規約に定めるキャッシング・ローン利用可能枠の設定の契約が成立している場合に限り、利用可能です。
3. コンパニオンカードでキャッシングサービス・カードローンを利用した場合の貸付利率、支払い方式、返済期間等の貸付条件は、親カードと同一とします。
4. コンパニオンカードでカードローンを利用した場合、利用残高は親カードと合算し、返済金の算出等も合算した利用残高を用います。
5. 海外において会員は、国際提携組織(ただしダイナースクラブインターナショナルを除く)と提携した海外金融機関等のうち当社の指定する店舗で、コンパニオンカードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。

第9条(代金の支払い)

1. コンパニオンカードの利用による約定請求債務は、親カードの約定請求債務と合算して支払うものとします。
2. 締切日および支払日は親カードに準じるものとします。
3. コンパニオンカードでリボルビング払いを指定した場合、利用残高は親カードと合算し、弁済金の算出等も合算した利用残高を用います。
4. カード利用が外貨による場合(カード利用が日本国内であるものを含む)は、各国の国際提携組織所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定する基準レートに、一定の率を乗じた換算レートで日本円に換算されます。国際提携組織が指定するレートを採用する場合は、コンパニオンカードとして発行するクレジットカードの国際提携組織が指定するレートを採用するものとします。会員は、あらかじめこれに同意のうえ、コンパニオンカードを利用するものとし、基準レートおよび換算に使用されたレートについて異議を申し立てないものとします。なお、海外でのキャッシングサービス利用には、基準レートのみ適用されます。
5. 会員は、会員規約で定める支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法によりコンパニオンカードの約定請求債務を含む当該債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。
6. 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、親カードのご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。

(2019年7月23日 制定)